

令和7年度京都府教育委員会・京都市教育委員会免許法認定講習実施要項

1 目的

教育職員免許法に基づき、①相当免許状（幼稚園、小学校、中学校教諭及び養護教諭）が2種免許状である者が1種免許状を取得するため、②基礎免許状（幼稚園、小学校、中学校及び高等学校教諭）を有する教育職員が特別支援学校教諭の2種免許状を取得するため、③特別支援学校教諭2種免許状を有する教育職員が特別支援学校教諭1種免許状を取得するため、並びに④学校に勤務する栄養職員が栄養教諭1種又は2種免許状を取得するために必要な教職に関する科目の単位を修得させることにより教育職員の資質の向上を図ることを目的とする。

2 主催

京都府教育委員会・京都市教育委員会

3 開講期間、開講科目等

別紙1のとおり

4 会場

京都教育大学（京都市伏見区深草藤森町1）

京都府庁（京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町）

（注）どちらの会場も受講者の駐車を認めていないため、車での来場を禁止する。

5 受講資格

- (1) 幼稚園、小学校若しくは中学校教諭又は養護教諭の1種免許状を取得する場合
 - ア 2種免許状を有し、当該免許状を使用して幼稚園、小学校、中学校又は義務教育学校（特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部を含む。）に勤務する教育職員
 - イ 養護教諭2種免許状を有し、当該免許状を使用して学校に勤務する者
- (2) 特別支援学校教諭2種免許状を取得する場合
 - 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校のいずれかの教諭の普通免許状を有し、現に学校（園）に勤務する教育職員
- (3) 特別支援学校教諭1種免許状を取得する場合
 - 特別支援学校教諭2種免許状を有し、特別支援学校に勤務する教育職員
- (4) 栄養教諭1種又は2種免許状を取得する場合
 - 学校に勤務する栄養職員

6 受講料

徴収しない。ただし、受講に要するテキスト代及び教材費等は受講者の負担とする。

7 単位の認定

1科目1単位とし、受講科目の全開講日に出席し、試験等による成績審査に合格した者に対して授与する。

8 受講申込、受講決定等

別紙2のとおり

9 その他

- (1) 各講座とも申込者数が10人に満たない場合は担当講師と協議の上、講座を廃止することがある。
- (2) 講習当日の気象状況等により円滑な運営が困難と見込まれるときは、当日急遽、講習を中止することがある。また、開講期間の内、1日でも中止となった場合は、単位を授与することはできない。
- (3) 特別支援教育に関する講座については、上記5(2)を優先に受講を許可する。また、その中でも特別支援学校の教員、小中学校の特別支援学級担任の教員及び通級指導担当教員を優先に受講を許可する。
- (4) 旧法（平成28年改正前の法）により開講していた平成30年度以前の認定講習で修得した科目の単位は、新法（平成28年改正後の法）の相当する科目の単位に読み替えることが可能である。ただし、読み替え後の新法科目により単位修得を完成させるためには、それらの科目が新法の修得方法に適合していなければならない。